

令和元年度第 3 回八潮市地域公共交通協議会

開催日時	令和 2 年 2 月 27 日 午前 10 時から午前 11 時 05 分
開催場所	八潮メセナ集会室
公開状況	公開
傍聴者数	2 人
審議結果	<p>1 議題</p> <p>(1) ニーズ調査の取りまとめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 月 26 日に開催した第 2 回八潮市地域公共交通協議会資料からの修正箇所を説明。 <p>(2) 公共交通の問題点・課題の整理の修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア別公共交通の問題点・課題の整理について説明。 ・11 月 26 日に開催した第 2 回八潮市地域公共交通協議会の意見を踏まえ、8 月に整理した公共交通の問題点・課題について説明。 <p>(3) 計画策定に向けた方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の構築に係る基本的な方針として、公共交通の基本理念及び 8 点の公共交通の課題・問題点を踏まえ整理した、4 点の公共交通の基本方針を説明。 ・公共交通網のあり方として、公共交通再編の基本的な考え方、各公共交通機関の役割、交通結節点のあり方、公共交通形成骨格形成イメージを説明。 <p>○委員からの意見</p> <p>①公共交通空白・不便地域を整理しているが、八條地域の外環より北側については、八潮団地までの巡回タクシーのような交通モードを考えて路線バスと連動させるなど、路線バスそのものの利用者を増やしていくことも必要になってくると思う。また、古新田地区も八潮駅で待っているタクシー車両を活用し、八潮駅までの巡回タクシーを考えてみてはどうか。</p> <p>②公共交通をみんなで育てていくことが大事という説明があったが、公共交通を担う事業者が運営できるような手立ても考えないといけないと思う。交通事業者からは、運転手不足や高齢化の課題があるとの意見が出ているが、基本的には運転手の処遇改善がないと若い人たちが公共交通産業に入っていくいけないと思う。そのような観点からすると、路線バスやタクシーの利用を増やすためにはどのようにしたらいいのか、という視点を入れた方が良いのではないかと。</p> <p>また、八潮団地までは公共交通があるものの、外環より北側の公共交通不便地域について、結節点とは言えないかもしれないが、今後連携ということを考えていく必要があると思う。</p> <p>③障がい者が利用しているタクシー券は、タクシーの初乗り運賃区間をカバーしているが、今後初乗り運賃を 500 円に変更すると聞いている。そうすると経済的に厳し</p>

い障がい者が益々閉じこもってしまうため、八潮市全体の施策の中で、福祉的なサービスについても目配りする必要があると思う。

○会長

④委員からの意見について、基本方針のどこに含まれるのか、と思いながら聞いていたが、運転手の指摘については、基本方針4の運転手の確保・育成の中に含まれるのではないか。

また、需要の喚起という視点は、基本方針4の「持続可能な」というところに含まれると思うが、主な内容(○)にマーケティングやモビリティマネジメントという言葉が入っても良いのではないか。

乗合タクシーについての要望は、103頁の各公共交通の機能分担表のタクシーに含まれるということによいか。

○事務局

①について、公共交通不便地域について、乗合タクシーなどの交通モードの選択肢を増やして検討すべきとの指摘だと思うが、来年度以降の計画の中で、現在の交通モードの再編、新たな交通モードの検討など、地域の皆様と話し合いをしながら本当に必要な交通モードはどのようなものかを検討していく予定である。

②について、運転手不足等については事務局も認識しており、草加市にあるハローワーク草加に運転手の募集などについて相談しているところである。

利用者増加や利便性向上の対策については、八潮団地と大瀬古新田地区について、構想ではあるが公共交通骨格形成イメージの中で一定の割合で路線バスが乗り入れるように位置付けており、結節点となるよう交通モードの検討が必要であると認識している。

しかしながら、構想については、交通結節点である八潮駅や市役所も含めて運賃形態や乗り継ぎの改善も必要になってくるため、本協議会を通じて交通事業者と一緒にどのような再編が望ましいのかを今後検討していきたいと考えている。

③福祉担当部局と相談しているが、福祉については介護保険など制度が異なる部分もあるため、公共交通と福祉とのすり合わせについてはなかなか難しいのが現状である。今後も福祉担当部局と調整を図りながら、より良い公共交通となるよう検討していく。

④需要の喚起については、基本方針4に含まれるが、主な内容に1つ追加する。

乗合タクシーについては、103頁の表に記載しているタクシーとは意味合いが異なるため、支線の地域内公共交通にあるコミュニティバスに表現を追記し修正する。